

2021年3月12日

検事総長 林眞琴 殿

証拠開示のデジタル化を求める要望書

証拠開示のデジタル化を実現する会
共同代表 後藤貞人、高野隆
事務局 東京都千代田区神田佐久間町2-7
第6東ビル901 高野隆法律事務所内
mail : info@change-discovery.org

要望事項

刑事事件の証拠開示において、検察官が、証拠の電子データを格納したメディアを作成し、弁護人に交付する運用を開始することを求める。

はじめに

この要望書は、刑事事件の証拠開示運用を、デジタル的におこなうことを求めるものである。

刑事事件では、捜査機関（警察官・検察官）が、1つの事件につき、A4用紙数百枚から10万枚以上にも及ぶ大量の証拠を作る。これほど膨大な資料があるのに、現在の証拠開示手続では、弁護士はその全部を紙でコピーしなければならない。

国家を挙げてIT化が進められている時勢の中であって、刑事事件の証拠開示手続はほとんど滑稽なほどに遅れていると言わざるを得ない。

直ちに改革を進めるべきである。

現在の証拠開示手続の問題

現在の証拠開示手続には以下の4つの問題がある。

問題1：証拠を入手するための経済的負担が極めて大きい

私選弁護事件では、弁護士や被告人が謄写費用を自己負担する。都市部では民間の謄写業者が、証拠の紙コピーを作る作業をおこなっている。弁護士は謄写業者に対して証拠のコピー作成を依頼し、通常、モノクロ1枚40円前後、カラー1枚80円前後の謄写費用を支払う（500枚とじファイル1冊で2万円前後）。

自己負担額は数万円以上となることが多く、600万円以上を被告人が自己負担した例もある。個人の経済的負担が極めて大きい。

問題2：紙コピーの作成のために税金が浪費されている

国選弁護事件では、国が謄写費用の相当部分を補填する。国が補填のためにおこなう支出は年間1億円以上にもものぼっている。この出費は、大部分が謄写業者の紙コピー料金の支払いにあてられる。1枚の紙コピーを作成するために40円もの出費をすることは、税金の無駄遣いと批判を免れない。

問題3：証拠の入手自体が困難である

そもそも弁護士・被告人が全部の証拠を入手できないケースが相当数存在する。

私選弁護事件では謄写費用を自己負担しなければならないので、経済的理由から、証拠の全部を入手できないことが多い。また、地域によっては、謄写業者がない。この場合、弁護士か事務員が自分で証拠のコピーを作らなければならないが、手間がかかり過ぎて証拠のコピーを作れないことが多い。

問題4：被告人側の防御が困難となり、訴訟の進行も遅れる

いずれについても、紙をコピーするという手順があるため、入手に余計な時間がかかる。その上、膨大な資料を紙媒体で入手するため、検討作業の能率が悪く、準備に時間がかかって訴訟の進行が遅くなったり、そもそも十分な検討が物理的に不可能となったりする。

上記の4つの問題は、全て証拠開示手続が紙ベースでおこなわれているために生じている。

解決指針

要望事項に記載したように、証拠開示をデジタル化すれば、上記の問題は全て解決する。

より具体的に言えば、「検察官が、証拠の電子データを格納したメディアを作成し、弁護人に交付する」という運用で足りる。たとえば警察署や検察庁が証拠のPDFファイルを準備し、弁護人が提出したポータブルHDDなどに格納すればよい。

これによって上記の4つの問題は全て解消する。

解決指針の妥当性

上記の解決指針が妥当であることを、7つの観点から説明する。

(1) 政府方針から

政府は国家のデジタル化を推進する方針を表明しており、刑事手続についても「デジタル化」を進めるとする（2020年7月17日閣議決定『世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画の変更について』）。検事総長も刑事手続のオンライン化を進めるべきとし、それにより証拠開示も合理化されるという趣旨の意見を表明している（『検察とこれからの時代』（「研修」No.859、2020年1月））。

(2) コロナ情勢との関連から

証拠開示手続をデジタル化することは、コロナウィルス感染症の拡大を防ぐために対面・接触をできるだけ避けるという原則に合致する。

(3) 海外の運用例から

アメリカ、イギリス、香港、中国、シンガポール、台湾の全域または主要地域で、証拠開示は無償または電子的方法で実施されている。

(4) 捜査機関の事務の観点から

警察署や検察庁で、証拠を電子化して業務をおこなうことは、業務効率の点で有益である。証拠のPDFを作るためには、複合機と一般的なコンピューターがあれば十分である。

検察官が証拠のPDFを作成して法廷で利用していた事例も複数ある。また、今後刑事手続のデジタル化が進んでいく以上、電子化を前提とした態勢の整備は当然必要となると予想される。

(5) セキュリティの観点から

セキュリティの問題も無い。本解決指針は、ネットワークを利用しない。物理的なメディアを使う方法は、漏洩リスクという点では、紙媒体と大差は無い。むしろ、置き忘れなどの漏洩リスクは下がる。

現時点においても、東京などの一部地域で、弁護士が持参したUSBメモリやポータブルHDDに、検察官が電子データ（デジタルネイティブな証拠に限る）を入れて無償で証拠開示をおこなう運用がある。これをPDFファイルなどに拡張するだけで足りる。

将来的には認証手段を整備した上で、ネットワークを介して交付することが望まれる。

(6) 国の負担の観点から

現在、証拠開示の費用の補填のために、国から毎年支出されている1億円以上の費用は、そのほとんどが不要となる。一方、警察署や検察庁の事務に高額な費用がかかるとは考えられないし、そもそも今後の刑事手続のデジタル化においていずれは必要となるものと言える。

(7) 法制の観点から

証拠開示を規律するのは刑事訴訟法316条の15、20及び299条であるが、本解決指針はどの条文とも矛盾しない。ほか、いかなる法律とも矛盾せず、本解決指針の実施のために法改正は必要ない。むしろ、憲法31条、37条、刑訴法1条などの理念をより良く実現するものとなる。

実現に向けて

現状の証拠開示制度の不合理は極めて大きい。それに対して、本解決指針は、合理的かつ実現容易であり、しかも特別な負担は要さず、租税資源の適正利用にもかなう。本解決指針は直ちに強力で推進されるべきものである。

以上